



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

PARTNERSHIP

Vol.65

2023年夏号

会長挨拶

宮本 好彦（三恵苑在宅介護支援センター）

今年度の会長職に就任いたしました。関係各所の方々には当協会活動へのご協力とご指導を賜りますよう、引き続きよろしくお願い申し上げます。



通常総会には、昨年同様、清水市長及び介護保険サービス事業者連絡協議会、新井代表幹事のご列席を賜り、さいたま市関係部署の各課長の皆さまにもご出席をいただいて、オンラインでの中継も行いましたがほぼ通常の会場開催にて盛会に終えることができました。記念講演（第一回全体研修会）では東洋大学の高野龍昭教授にご講演をお願いし、来年度の制度改正やケアマネジャーの働き方について展望をご指南くださいました。

65歳以上高齢者を支える15～64歳人口割合は40年程前は7人で一人でしたが、今や2人に満たない現役世代で一人の高齢者を支える人口構造となっ

ています。そんな中、市内で活動している居宅ケアマネジャーの事業所数は数年前から停滞・減少し一昨年から本年に至るまでに5%程少なくなっており、介護支援専門員のなり手は全国的にも要介護認定者増と逆行しています。介護サービスの利用促進、また介護サービスの過剰利用を抑える使命と実効を果たしてきたケアマネジャー不足が目前です。介護保険制度とともに誕生した私たち介護支援専門員・介護支援専門員協会ですが、その制度存続のための活動も責任下と認識しなくてはなりません。

なり手促進のための報酬のあり方、ケアマネジャー一人が立てられるケ

アプラン数が増やせるような施策なども急務ですが、今自分たちが行えることとしては連携術を駆使した連動をもつて自分たちのやりがいを実感することです。利用者の利益や地域づくりなどの共通目的のために他職種者や事業所・保険者との対話ができる連

携術、それが互いに有益であることを実感できることでの連動、そのことが各自のやりがいや地域福祉につながっていきます。本会は設立22年で培ったネットワークを有しています。さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議

会、さいたま市等との連動をもつて高齢者市民への福祉に尽力し、自分たちのやりがいとモチベーションを向上させてケアマネジャーのなり手誘引へと繋がるよう、ポジティブに活動を展開して参ります。

さいたま市介護支援専門員協会

「令和5年度 通常総会」

開催日時 令和5年5月20日（土）13時45分～14時50分
開催場所 さいたま共済会館 601号室（第1ホール）

5月20日（土）さいたま市共済会館において「令和5年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催された。

現在の会員総数は、159名、今年度の通常総会は、出席者と委任状を含め130名で、会則第20条第1項の会員過半数の同意を満たしており、総会は成立した。

来賓には、さいたま市長 清水勇人様をはじめ、行政から多数のご出席をいただき、関係諸団体より、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会代表幹事 新井優様に出席をいただきました。

また、清水市長より、ご祝辞をいただきました。

3年以上にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響で介護支援専門員の皆様には大変ご尽力をいただき、また、さいたま市の福祉行政の推進、市政にわたり様々なご支援をいただいていることを御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行により、季節性インフルエンザと同じ扱いになりましたが、新型コロナウイルスがなくなつたわけではなく、リスクの高い方々を対象に行われている福祉行政については、細心の注意を払い、感染拡大の防止に努めているところです。新型コロナウイルスの影響は、心や運動機能、様々な形で影響を及ぼしており、皆様の活動、発想が私たちにとても重要と認識してまいりますので、引き続き情報共有、皆様と連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

昨年は、さいたま市ケアラー・ヤングケアラーを社会全体で支えるために、政令指定都市として初めて「さいたま市ケアラー支援条例」を制定しました。ケアラー支援については、福祉、介護、医療、教育など様々な分野が連携して対応していくことが求められています。さいたま市では、区役所に「福祉まるごと相談窓口」や「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、ケアラー・



ヤングケアラーの皆様のご相談にも適切に対応する取り組みを行っています。皆様にも念頭においていただき、連携を図っていききたいと思っています。

「介護を取り巻く課題は依然として複雑、多様化しており、市民一人ひとりが幸せを実感でき

るさいたま市、絆で結ばれたさいたま市を実現するために、引き続き皆様のお力を借りながら高齢になっても障害があってもなくても、みんなで支え合う地域づくりをしつかりと進めていきたい」と述べられました。

議事の進行は、宮本会長が議長となり、以下の4議案について審議を行った。

議案第1号 令和4年度事業報告・収支決算報告

議案第2号 会則の一部変更

議案第3号 令和5年度役員選出

議案第4号 令和5年度事業計画・収支予算

上程された4議案は、滞りなく承認可決し、会長には、宮本好彦氏が前年度に引き続き選任された。

さいたま市介護支援専門員協会「ロゴマーク」(広報誌表紙に掲載)は、さいたま市各区の十色を使用し、「人が支え合い、皆で力を合わせ色とりどりの花を咲かせよう」「ネットワークの和」の意味を込めている。思いを確かめ合い令和5年度の幕が開けた。

令和5年度 第1回全体研修会

テーマ「2024年度介護保険制度改正とケアマネジメント」
「介護支援専門員の「働き方」を問う」

講師 東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授 高野龍昭氏

開催日時 令和5年5月20日(土) 15時00分～16時30分

開催場所 さいたま共済会館 601号室(第1ホール)

本年度第1回目の全体研修会は、東洋大学福祉社会デザイン学部教授の高野龍昭氏をお招きした。高野龍昭氏は社会福祉士、介護支援専門員の資格を取得されており、病院や施設、居宅介護支援事業所等で勤務された経験をもとに、現役のケアマネジャーの立場として今後の介護保険制度の動向やケアマネジャーの働き方についてご講義いただいた。

1. ケアマネジメントの再確認

介護保険制度がスタートした当初は、ケアマネジメントとはそもそも何なのか?を研修等で教わる機会があったが、ここ最近約10年間はケアマネジャーの研修会等で誰も言わなくなったので、この機会に原点を再確認したい。

① Chat GPTに聞いてみた! ケアマネジメントの定義とは?

Chat GPTの回答を紹介し、ケアマネジメントの定義について確認した。回答を要約すると「サービスを効率的かつ適切に提供するために仲介する人。また、利用者本人や家族など

の意向や希望を尊重しながら、サービス提供者との調整や連携を図り、利用者が自分らしい生活を送ることができるよう支援することも重要な役割」

・皆さんは日頃できていますか?

② ケアマネジメントの源流

ケアマネジメントが、いつの時代にどの分野でどの国で出来たのかを確認した。

諸説あるが、1970年代のアメリカでの精神障害者の地域生活支援が原点と考えられている。歴史的にはケアマネジメントは専門分野ではなかったが、日本の介護保険のケアマネジメントは専門分野化しており、そもそものケアマネジメントとは違う道を歩もうとしている。ケアマネジャーの業務は、保険給付の範囲内に収まってしまい、それ以外の範囲は担当外(タダ働き)だという主張も聞かれる。どちらが良いかは分からないが、歴史的にみると原点とは異なる方向性である。

・日本のケアマネジメントは、ケアマネジメントの本質から離れてきているのではないか?

2. 介護保険制度の課題と2040年問題

財源、要介護高齢者の増加、介護人材の確保等さまざまな課題の構造を確認した上で

介護保険制度の2040年問題について考えた。

① 財源について

介護の費用をGDP比でみると、2040年度の見通しは上がっており、費用は確かに高くなるので、今後どうするかが課題の1つではあるが、想定されていたよりも上がり方が穏やかである。但し、ケアマネジメントの費用（居宅介護支援費）は伸びているため、毎回改定時に自己負担を求める議論がある。

ケアマネジメント費用が自己負担ではない理由は、大きく2つある。1つは、介護サービスのような目に見えるサービスとは異なり、相談や手続きの支援は目に見えないサービスのため、そこに自己負担を求めることは無理がある。もう1つは、利用者がケアプランを作ることにも可能だが、自分でプランを作るよりもケアマネジャーが作った方が良いため、ケアマネジメント費用を無料にしている。

とはいえ、ここまで費用が増加してくると、ケアマネジメント費用に自己負担導入を考えざるを得ないというのが、制度を作っている側の人達の考え方である。

・この状況に皆さんはどう立ち向かいますか？

② 要介護高齢者の増加

要介護認定者は増え続けており、2022年に700万人を突破。予測では2025年度に745万人、2040年度は872万人と推計

される。都道府県別に要介護者の増加率をみると、埼玉県は全国3位142.2%。つまり2040年までの約20年間で約3割増加することになる。ところが、同じ埼玉県内でも地域差があり、皆野町は106.8%横ばい。鶴ヶ島市は174.0%約8割増加。さいたま市は137.4%約4割増加となり、市内の各区域でみると更に地域差があると考えられる。

・この数字から分かるように、地域によって求められるケアマネジメントが異なるということを考えながら、お仕事された方が良いでしょう。

③ 介護人材の確保

都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、2040年度には約280万人。これに対し、介護職員数は約211万人。従って約69万人が足りないという計算になる。介護職員の必要数を確保可能かは、人口推計から考えると難しい課題である。

④ 人口減少と少子高齢化

2040年問題は、人口減少と少子高齢化の推計をみる必要がある。2045年までの推計では、85才以上の人口のみが増加し続け、他の年代は減り続ける。85才以上の介護認定率は6割。その人達だけが増え続けて他の年代の人達は全て減り続ける。このことから、少子化対策が介護保険制度にとっても重要であることが分かる。ちなみに、今から劇的に子供が生まれたとしても、介護職員やケアマネジャーになってくれるまでには約20年かかるので、2040～2045年の構図は変わらない。その時に、介護保険制度はどうなるのか、ケアマネジメント

とはどのようなしたら良いかということが、2040年問題である。また、人口減少と少子高齢化についても地域によって差があるため、今後も働き続けるのであれば、働く地域はどのような課題に向かって行ったら良いのかを考えなければならない。

・皆さんも日常業務をしながら考えてください。



3. 2024年度介護保険制度改正の動向

① 保険者機能強化推進交付金の導入（2018年度改正）

2018年度以降全ての市町村は、介護保険の実施状況について自己チェック表（評価表）を国に提出することになった。その結果、全国ランキングに応じて国からの交付金額が決まる。評価の内容は、行政が頑張っているかではなく、行政と地域住民や地域の介護事業所等と一緒に取り組み、成果を出そうと努力しているかがポイントとなっている。さいたま市の特別会計にどのくらいの資金が入ってくるかは重要であり、将来的にはこのような仕組みが更に広がっていく。その時にケアマネジャーとしては、行政と一緒にこの地域をどうしていくかという視点や、行政が考えるケアマネジメントの方向性と一緒に取り組んでいくことが求められる。

② L I F E

2024年度改正では、居宅介護支援事業にも何らかの形でLIFE関連の加算がつくことは、ほぼ間違いない。現在LIFEで介護を標準化するためのデータ採取をしている。今後ある程度のデータが集まれば、客観的で標準化されたサービスの提供に繋がり、サービスの質の改善に繋がっていく。地域や施設、人によるサービス提供の差をなくしていこうという取り組み。将来的には、各事業所のインセンティブ評価に活用できるようになる。

③ 地域包括支援センターの体制整備

センターの業務負担軽減のため、介護予防支

援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大する。

④ 介護人材の確保、介護現場の働き方改革

働きやすい介護現場をつくるための取り組みや、介護ロボット・ICT等の活用を後押しするような対策を検討している。

その他、ケアマネジメントの自己負担導入は、2024年度改正には入らないことが決定。また、軽度者への生活援助サービスを総合事業にするという案も2024年度改正には入らないことが決定した。但し、両案ともに2027年度改正に入る可能性がある。

4. 介護支援専門員の働き方の課題

・ 今後、医療介護連携がますます必要になる。連携を上手に行うことがケアマネジャーに求められている。

・ ロボット、ICT、DX、AIの実用化＝生産性を高める。

（2021年度に通減制の適用緩和になったが、ICT等の活用で適用緩和している事業所は、居宅介護支援事業所の6%程度のみ）

・ ケアマネジャーの人数が減少しており、平均年齢が上がっている。（新しい人が入っていない）AIの得意な範囲はAIを上手に活用しながら、高齢者や地域の人達と関わることで、対人援助職としてのケアマネジャーの役割や魅力が若い人達や介護従事者以外の人達に見えるようになれば、安心してケアマネジャーになる人が増えるのではないか。魅力発信できるように働き方をしていくことが地域にとっても重要になる。

日々業務に追われていると、ケアマネジャーの魅力を見失いそうになりますが、この機会に再確認し、若い人達にとって魅力ある職業・職場にしていきたいと思います。



令和5年度 さいたま市介護支援専門員協会 【研修計画】

全体研修会	研修名	方法	定員	時間	内容
5月20日（土）	第1回 介護保険制度研修	会場およびZOOMでのハイブリット研修	100名	2時間	東洋大学 福祉社会デザイン学部 社会福祉学科教授 高野龍昭氏 講演『2024年度介護保険制度改正とケアマネジメント～介護支援専門員の「働き方」を問う～』
9月頃	第2回 医療・異業種連携研修（さいたま市障害者施設連絡会等）	会場およびZOOMでのハイブリット研修	50名	2時間	医療、または異業種との連携・交流研修
11月頃	第3回 事例検討会	会場およびZOOMでのハイブリット研修	50名	2時間	施設、在宅の合同事例検討会 特定事業所向け研修兼ねる
1月頃	第4回 インフォーマルと地域包括ケアシステム研修	会場およびZOOMでのハイブリット研修	50名	2時間	十文字大学講師による講義
2月頃	第5回 施設ケアマネ研修 ケアマネジメント研修	会場およびZOOMでのハイブリット研修	100名	2時間	峯尾先生による施設CM向け研修

各区サロン活動	サロン名	方法	定員	時間	内容
8月・12月・3月	よろず相談会	ZOOMでのリモート方式 又は会場研修	20名程度	1時間	各区で企画提案の交流会、相談会

令和5年度第1回「よろず相談・情報交換会」のご案内

宮本会長と松橋副会長のミヤちゃん＆マッちゃんコンビが
あなたのお悩みや疑問に何でも答えてくれます！

「最新情報を知りたい」

「わからない事や悩み事を相談したい。」

「誰に相談すればいいかわからない？」

「ケアマネ同士で交流する機会がない。」等々…

色々と悩みは尽きませんが、そんな時は・・・

令和5年度第1回『よろず相談・情報交換会』を開催します！

皆様のご参加をお待ちしています。

開 催 日： 令和5年8月25日（金）15時00分～

開 催 方 法： 会場とZOOMのハイブリット方式

会 場： 大宮区役所図書館 1階 研修室B

お問合せ先： さいたま市介護支援専門員協会 事務局

敬寿園宝来ホーム 秋田・渋谷

TEL 080-4750-4400

さいたま市介護支援専門員協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることにより、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるものの他、目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

2 会員は、次に掲げるものであつて第2条の目的に賛同する者とする。

(1) さいたま市に住所又は勤務先を有する介護

支援専門員実務研修受講試験合格者であつて、実務研修を終了している者。又は入会年度内に実務研修を終了する見込みの者。

(2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであつて第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に属する個人
- (2) 学識経験者
- (3) その他本会が入会を認めた者

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があつた場合には、事務局に書面により届け出をしなければならない。

(会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

5 災害等の有事の場合など、やむを得ない事情により継続的な協会運営において支障があると執行部会において判断された場合に限り、会長発令により会費の額の減額又は納入の見直しを行うものとする。

減額する会費額及び納入の見直しについては、執行部会にて協議し、会員すべてに通知するものとする。

とする。

(退会)

第7条 会員の退会は、事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかったとき。

(除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は役員会の協議を得て、本会から除名することができる。但し、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つける行為、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあつた場合

(拠出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他拠出金は返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人 |
| (3) 事務局長 | 1人 |
| (4) 研修・ネットワーク推進委員長 | 1人 |
| (5) 広報委員長 | 1人 |
| (6) 事務局次長 | 1人 |
| (7) 研修ネットワーク推進副委員長 | 3人以上 |
| (8) 広報副委員長 | 1人以上 |
| (9) 研修ネットワーク推進委員 | 1人以上 |

- ①在宅ケアマネ研修委員 10人以上
 - ②施設ケアマネ研修委員 2人
 - ③ネットワーク推進委員 3人以上
 - (10) 広報委員（広報誌・議事録・ホームページ担当） 2人以上
 - (11) 事務局（会員管理、会計、総務） 3人以上
- 2 本会の役員は、総会において会員（賛助会員を含む）の中から選出された者とする。
- 3 会長は役員会にて選出され、総会で承認する。
- 4 副会長、事務局長、事務局次長、研修ネットワーク推進委員長、広報委員長、各副委員長並びに委員、事務局次長及び事務局担当を会長が指名し、総会で承認する。
- 5 監事は2人とし、総会において役員以外から選出する。

（職務）

- 第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。
- また、会の運営を円滑に遂行することを目的に、副会長2名は、運営・実務と事務・総務を分担しそれを統括する。
- 3 事務局長は、本会の事務統括者である副会長と協働し会員、会計、協会運営における事務・総務全般における運営業務を管理する。
- 4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の（1）から（8）については、執行部を組織して運営の中核となる。
- 5 研修ネットワーク推進委員長は、研修ネットワーク推進副委員長並びに、研修ネットワーク推

- 進委員とともに、研修ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整を行うほか、行政、各諸団体等の連携を図る。又、役員並び協会会員等より研修会の希望があった場合、研修ネットワーク推進委員会にて協議の上、研修計画の調整及び把握に努めるとともにその運営業務を管理する。
- 6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成し、協会の広報活動を行う。職務については①会議録の作成、②広報誌の発行、③ホームページ等を管理し、本会の運営・事務統括者である副会長と協働により、広報委員と協会の普及・PR活動に努める。
- 7 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

（任期）

- 第12条 役員の任期は、1年とする。但し後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員が、転居や退職等のやむを得ない事情により役員を辞任した場合は、前任者の残任期間に限り、欠員となった役員を前任者又は役員の推薦を得て、会長が任命できるものとする。

（解任）

- 第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。
- （1）心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき
- （2）役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

（補助組織の設置等）

- 第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専

門部会等の補助組織を設置することができる。

（事務局）

- 第15条 本会の事務局は、さいたま市西区宝来86-1
1 社会福祉法人欣彰会 敬寿園宝来ホーム内に置く。

（顧問）

- 第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。
- 3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

第4章 会議

（種別及び構成）

- 第17条 本会の会議は、総会及び執行部会並びに役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

（権能）

- 第18条 総会は、次の事項を議決する。
- （1）事業計画に関する事項
- （2）予算及び決算に関する事項
- （3）会則の改正に関する事項
- （4）その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項
- 2 執行部会並びに役員会は、次の事項を協議執行する。

- （1）総会に付議する事項
- （2）総会において議決した事項の執行に関する

こと

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

(招集及び開催)

第19条 総会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員が必要と認めたとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

5 執行部会並びに役員会は、必要なとき随時開催する。

(客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、執行部会並びに役員会においてはそれぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって評決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第23条 本会の収入は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 個人情報保護に対する取扱い

(個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は、会員の個人情報保護に対し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も、第三者に対して個人情報の開示、提供又は漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も個人情報情報を私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

ただし、緊急事態等におけるやむを得ない事情より、会則に則する協会の運営が困難と、会長が判断された場合に限り、会長発令により執行部会に

て特例会則(内則)を定め、会員への通知により執り行う。なお、特例会則(内則)の解除については、会長発令をもって会員へ通知する。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以降、最初に選任された役員
の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成23年5月28日から施行し、平成23年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成24年5月26日から施行し、平成24年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成30年5月19日から施行し、平成30年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、令和元年5月18日から施行し、平成31年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、令和3年5月22日から施行し、令和3年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、令和5年5月20日から施行し、令和5年4月1日から適用とする。



ちょっと coffee break

会員K

ある学校での出来事です。

小学2年生の算数の問題です。

「400円持っていき、80円の買い物をしました。お釣りはいくらでしょうか。」

普段からテストで高得点のA君は、「320円」と答えました。

普段から問題を解くのに時間のかかるB君は、「20円」と答えました。

A君は「20円」の理由がわからず、B君に聞いてみると「400円持っていても、出すのは100円玉1枚だから、 $100 - 80 = 20$ 、だから20円」と答えました。その答えにA君も納得したようで、80円の買い物で400円は出さないと気付きました。

A君は、文章を読んで数字を見て、単純に $400 - 80 = 320$ と考えてしまったと思いますが、実際に400円で80円の買い物をすることをイメージすれば、おつりが320円という答えは出ないかもしれません。

他にも、持っていった400円が、「100円玉3枚、50円玉1枚、10円玉5枚」の場合、「50円玉1枚と10円玉3枚で80円出せば、 $80 - 80 = 0$ 」となり、お釣りは発生しないことになります。

私もA君と同じように単純にお釣りは320円

と考えましたが、その答えでは、実際の場面と合わなくなってしまいます。普段の仕事でも状況に適した答えになっているか改めて考えさせられます。

先入観や目先だけで判断してしまうと他の答えが見えなくなってしまうこともあり、様々な視点からのアプローチ、一歩踏み込んで考えてみることで、本質的な答えをみつけることができるかもしれません。

と言いつつも

小学1年生の子どもに出した算数の問題

おまんじゅうが10こ ありました。きのう3こたべました。

きょう4こ たべると いくつのこりますか。

答え 「わたし、そんなにたべられないよ」

うむうむ 確かに(^_^;) おまんじゅう 多すぎたかな……

先ほどのお釣りの問題、最近流行の「Chat Gpt」で調べたところ、「お釣りは320円です。400円から80円を引くと、残りのお金は320円になります。」との解答でした。最新のAIを駆使しても、「100円玉を1枚出してお釣りは20円」の思考はできなかったようです。

あとがき

令和5年度初回の広報誌は「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。また、広報誌の「ちょっと coffee break」コーナーですが、今年度も引き続き掲載していきますので、あなたの番がきたらよろしくお願いします。

厳しい暑さが続いておりますので、くれぐれも熱中症にならないようご自愛下さい。

さいたま市介護支援専門員協会 会員随時募集中！

さいたま市介護支援専門員協会は、介護支援専門員の資質向上とネットワーク化を図り、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的に活動しています。

入会をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

事務局

〒331-0074 埼玉県さいたま市西区宝来 86-1

敬寿園宝来ホーム

連絡先 TEL 080-4750-4400 FAX 048-620-0601

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会

検索